

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 6 年 2 月 1 4 日（水） 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 2 7 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9 人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 多田 厳
	安藤 玄一 萩原 鉄也 大山 学（議長）
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	小沼 富夫 岸 圭介
7 説 明 員 (4 人)	副市長（宍戸 晴一）
	総務部長（吉川 武士）
	総務部参事（兼）文書法制課長（三河 秀行）
	文書法制課主幹（兼）文書法制係長（天春 祐一）
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 主査
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 3月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大山学議員】 改めまして、おはようございます。3月定例会、いよいよ始まります。御承知のとおり、いろいろな議題があるので、皆さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、委員長、お願いします。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、宍戸副市長に御出席をいただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 改めまして、おはようございます。本日は2月20日火曜日に招集いたします伊勢原市議会3月定例会の市長提出議案等のうち人事案件につきまして、私から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案書の227ページを御覧ください。

- 議案第27号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第28号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第29号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第30号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第31号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第32号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第33号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第34号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第35号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 議案第36号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について

議案第27号から議案第36号までの伊勢原市農業委員会の委員の任命についての10件につきまして、一括して御説明いたします。

農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命することとされております。本市の委員の定数は10人で、その任期は、同法第10条第1項の規定により3年とされております。このたび、本市の農業委員会の全ての委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。このため、委員候補者の推薦、募集を実施し、伊勢原市農業委員会の委員候補者に関する評価委員会において審査した結果、議案書にそれぞれ記載されておりますとおり、大木克美氏、鈴木雅之

氏、重田千秋氏、田中光男氏、越水一雄氏、麻生伸一氏、古屋幸男氏、今井恵美子氏、田中真紀子氏、梶政博氏の１０人が候補者として選定されました。

選定されました１０人の方々は、いずれも農業に関する識見に優れ、農地等の利用の最適化の推進に関する事項などの職務に深い理解を有していることから、委員として適任であると考えますので、それぞれ任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案するものでございます。

以上で、本議会３月定例会に提出いたします人事案件１０件につきましての説明を終了させていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま宍戸副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、副市長は所用がありますので、退席いただきます。

○副市長【宍戸晴一】 どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔副市長（宍戸晴一）退席〕

○委員長【米谷政久議員】 続きまして、総務部長から執行者側の議案説明をお願いします。

○総務部長【吉川武士】 それでは、引き続き、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。人事案件以外の議案等は承認議案が１件、令和６年度予算議案が６件、条例議案が１４件、補正予算議案が６件、報告案件が１件の合計２８件でございます。

初めに、承認１議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただき、９ページを御覧いただきたいと存じます。

○承認第１号 専決処分の承認について（令和５年度伊勢原市一般会計補正予算（第７号））

住民税均等割のみの課税世帯と低所得の子育て世帯に対して、物価高騰対策緊急支援給付金を可能な限り早期に給付するため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、市長の専決処分により１月２６日付で予算措置を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、承認を求めるものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明いたしますので、補正予算及び予算説明書（１月専決）をお開きいただき、５ページを御覧いただきたいと存じます。

第１条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に３１５８万８０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３７９億６５９万８０００円とするものでございます。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第２条繰越明許費の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、２０ページ、２１ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明いたします。

3 款民生費です。物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費計上 3 1 5 8 万 8 0 0 0 円は、住民税均等割のみの課税世帯と低所得の子育て世帯に対して物価高騰対策緊急支援給付金を支給するために、システムの改修など給付準備等に必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1 5 款国庫支出金です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加 4 6 3 万 3 0 0 0 円は物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費の財源でございます。

次に、1 9 款繰入金です。財政調整基金繰入金追加 2 6 9 5 万 5 0 0 0 円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、1 2 ページを御覧ください。第 2 表繰越明許費補正です。

3 款民生費の物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費 3 1 5 8 万 8 0 0 0 円は、今回の補正により年度内の完了が困難と見込まれることから、繰り越すものでございます。これにより既定の繰越明許費と合わせた総額は 1 0 億 6 2 3 万円となります。

続きまして、補正予算 1 議案につきまして御説明申し上げます。補正予算及び予算説明書（3 月定例会その 1）をお開きいただき、5 ページを御覧ください。

○議案第 1 号 令和 5 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に 2 億 5 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 8 1 億 1 1 5 9 万 8 0 0 0 円とするものでございます。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第 2 条繰越明許費の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

3 款民生費です。物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費追加 2 億 5 0 0 万円は、住民税均等割のみの課税世帯に対し 1 0 万円を、住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の 1 8 歳以下の子ども 1 人あたりに 5 万円を給付するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1 5 款国庫支出金です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加 1 億 7 4 8 0 万円は、物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費追加の財源でございます。

次に、1 9 款繰入金です。財政調整基金繰入金追加 3 0 2 0 万円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

続いて、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、1 2 ページを御覧ください。

第 2 表繰越明許費補正です。3 款民生費の物価高騰対策緊急支援給付金給付事

業費は、今回の補正に伴い、年度内の完了が困難と見込まれることから２億５００万円を追加するもので、補正後の額は２億３６５８万８０００円でございます。これにより既定の繰越明許費と合わせた総額は１２億１１２３万円となります。

以上が物価高騰対策緊急支援給付金に関する承認議案１件及び補正予算議案１件についての御説明でございます。

続きまして、令和６年度予算６議案につきまして御説明申し上げます。

なお、予算の詳しい内容につきましては、２月１３日に企画部から御説明させていただきますので、詳細については省略させていただきます。

それでは、一般会計・特別会計予算及び予算説明書をお開きいただき、１１ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第２号 令和６年度伊勢原市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７９億７３００万円と定め、また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し７．５％、２６億５１００万円の増となっております。

続きまして、２４５ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第３号 令和６年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ９６億５８００万円と定め、また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましてそれぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し３００万円の減となっております。

続きまして、２８７ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第４号 令和６年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億２２００万円と定めるものでございます。なお、予算規模は前年度と同額となっております。

続きまして、３０３ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第５号 令和６年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ８２億９１００万円と定め、また、一時借入金につきまして定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し３．１％、２億５２００万円の増となっております。

続きまして、３４５ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第６号 令和６年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１８億１９００万円と定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し１２．４％、２億円の増となっております。

続きまして、公共下水道事業会計予算及び予算説明書をお開きいただき、７ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第７号 令和６年度伊勢原市公共下水道事業会計予算

収益的収入の予定額を３４億１１００万円、支出を３３億５０００万円とし、資本的収入の予定額を２０億８３００万円、支出を２７億８１００万円と定める

ものでございます。また、業務の予定量、企業債、一時借入金、経費の流用及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対しマイナス3.8%、2億4200万円の減となっております。

以上が令和6年度予算6議案でございます。

続きまして、条例14議案につきまして御説明申し上げます。

議案書にお戻りいただき、11ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第8号 伊勢原市食育推進会議条例の制定

食育基本法第33条第2項に基づき、伊勢原市食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

12ページから14ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、15ページを御覧ください。

○議案第9号 伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開するとともに、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるように内部組織が分掌する事務の一部を改めるため提案するものでございます。

16ページに改正条例案、17ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、19ページを御覧ください。

○議案第10号 伊勢原市手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるほか、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を見直すなど、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

20ページから22ページに改正条例案、23ページから32ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、33ページを御覧ください。

○議案第11号 伊勢原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年年齢の引上げに伴い、職員の昇給について必要な措置を講ずるため、提案するものでございます。

34ページに改正条例案、35ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、37ページを御覧ください。

○議案第12号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本市の厳しい財政状況を勘案し、特別職員の給料について減額措置を講ずるため、提案するものでございます。

38ページに改正条例案、39ページに新旧対照表を掲載しておりますので、

御確認くださるようお願いいたします。

次に、４１ページを御覧ください。

○議案第１３号 伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正により勤勉手当の支給が可能となったこと及び本市の一般職の職員の給与が改定されたことを踏まえ、会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うため、提案するものでございます。

４２ページから４９ページに改正条例案、５０ページから５２ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、５３ページを御覧ください。

○議案第１４号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、同法別表第２が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。

５４ページに改正条例案、５５ページ、５６ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、５７ページを御覧ください。

○議案第１５号 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例

令和６年度から令和８年度までの介護保険料の額を設定するほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

５８ページから６０ページに改正条例案、６１ページから６７ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、６９ページを御覧ください。

○議案第１６号 伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

７０ページから９５ページに改正条例案、９６ページから１７９ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、１８１ページを御覧ください。

○議案第１７号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業の健全な運営を確保することから、国民健康保険税の税率等を改めるため、提案するものでございます。

１８２ページから１８４ページに改正条例案、１８５ページから１９５ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、１９７ページを御覧ください。

○議案第１８号 伊勢原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、退職被保険者の被扶養者に係る規定を削除するほか、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

198ページに改正条例案、199ページ、200ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、201ページを御覧ください。

○議案第19号 伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
小児医療費助成に係る対象年齢の適用範囲を見直し、養育者の医療費負担を軽減するとともに、子育て支援施策の一層の充実を図るため、提案するものでございます。

202ページ、203ページに改正条例案、204ページから208ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、209ページを御覧ください。

○議案第20号 伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

内閣府令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の重要事項について、インターネット上での公開に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

210ページ、211ページに改正条例案、212ページから223ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、225ページを御覧ください。

○議案第21号 伊勢原市ふれあいの森設置条例及び伊勢原市御所の入森のコテージ設置条例の廃止

伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき、伊勢原市ふれあいの森日向キャンプ場及び伊勢原市御所の入森のコテージを廃止するため、提案するものでございます。

226ページに廃止条例案を掲載してございますので、御確認くださるようお願いをいたします。

続きまして、補正予算5議案につきまして御説明申し上げます。補正予算及び予算説明書（3月定例会その2）をお開きいただき、5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第22号 令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第9号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に5億3418万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を386億4578万1000円とするものでございます。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、まず歳入歳出予算の補正について歳出予算の補正内容から御説明い

たしますので、28ページ、29ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明いたします。

まず2款総務費です。財政調整基金積立金追加7538万8000円は、普通交付税の再算定に伴い交付された金額のうち、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債の元利償還金償還費用として交付されたものを財政調整基金に積み立てるものでございます。

国県支出金等精算返納金追加3492万2000円は、生活保護費国庫負担金等の精算を行うものでございます。

戸籍住民基本台帳管理費追加1711万6000円は、マイナンバーカードで氏名のローマ字表記等を行うため、システム改修に必要な経費を追加するものでございます。

次に、3款民生費です。子ども・子育て支援給付費追加2億1517万8000円は、公定価格の増額改定により、保育所等に対する施設型給付費に不足が生じることが見込まれるため、追加するものでございます。

次に、5款農林水産業費です。土地改良団体事業負担金追加470万5000円は、県が国の補正予算を活用して実施する相模川西部土地改良事業に対応するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。

7款土木費でございます。国の補正予算を活用し、令和6年度に予定していた事業を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。舗装打換事業費追加6532万8000円は、市道2号線のほか2路線のアスファルト舗装工事の経費を、市道改良事業費追加4000万円は、市道610号線及び464号線の市道改良工事等の経費を、橋りょう維持管理費追加1800万円は、市道666号線の龍泉寺橋の修繕・耐震工事の経費を追加するものでございます。

次に、9款教育費です。小学校校舎等改修事業費追加4810万円は、国の補正予算を活用して行う緑台小学校のトイレ改修工事について所要の経費を追加するものでございます。

また、小学校給食事業費追加1251万2000円及び中学校給食事業費追加293万4000円は、保護者の経済的負担を増やすことなく、栄養バランス等を保った学校給食を実施するため、物価高騰等に伴う給食食材費の高騰額相当分を支援するもので、昨年、6月定例会にて補正をお認めいただいた令和5年度分に引き続き、令和6年度につきましても支援を継続するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、22ページ、23ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、11款地方交付税です。普通交付税追加1億8296万8000円は、国の補正予算により地方交付税が増額されたため、普通交付税の再算定結果に基づき追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加1億714万1000円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源です。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金計上１３９５万６０００円は、戸籍住民基本台帳管理費追加の財源でございます。

社会資本整備総合交付金道路事業追加１５００万円は、市道改良事業費追加の財源でございます。

防災・安全社会資本整備交付金道路事業追加３２４１万４０００円は、舗装打換事業費追加の財源でございます。

道路メンテナンス事業費補助追加９６２万５０００円は、橋りょう維持管理費追加の財源でございます。

学校施設環境改善交付金計上１２６１万３０００円は、小学校校舎等改修事業費追加の財源でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加６８８８万１０００円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額からこれまでに補正した額を差し引いた額を計上するものでございます。

続きまして、２４ページ、２５ページを御覧いただきたいと存じます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加８８９２万３０００円は、昨年１２月定例会におきまして補正をお認めいただきました住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費追加分について、今後、事業費の確定により国から追加交付が見込まれる額を計上するものでございます。

次に、１６款県支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加４７６７万７０００円及び子ども・子育て支援給付費補助金追加３９６万６０００円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源でございます。

次に、１９款繰入金です。財政調整基金繰入金減１億５１８８万１０００円は、今回の補正予算により生じる一般財源の残余の整理を行うものでございます。

続きまして、２６ページ、２７ページを御覧ください。

２２款、市債でございます。土地改良事業債追加２３０万円は、土地改良団体事業負担金追加の財源でございます。

道路橋りょう整備事業債追加６５２０万円は舗装打換事業費、市道改良事業費及び橋りょう維持管理費追加の財源でございます。

小学校改修事業債追加３５４０万円は、小学校校舎等改修事業費追加の財源でございます。

続きまして、繰越明許費の補正につきまして御説明いたしますので、１２ページを御覧いただきたいと存じます。

第２表繰越明許費補正につきましては、国の補正予算あるいは事業進捗に伴い、年度内の完了が困難と見込まれる１５事業について設定するものでございます。既定の繰越明許費と合わせた総額は１８億３３８万６０００円でございます。

続きまして、１３ページを御覧いただきたいと存じます。債務負担行為の補正について御説明いたします。

第３表債務負担行為補正の施設設備維持管理等経費、施設運営管理等経費、シ

システム等保守管理経費及び燃料・原材料等購入費につきましては、令和6年4月1日からの業務開始に伴う業者選定、仕様提示、入札、決定等の契約準備事務を令和5年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、地方債の補正につきまして御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。

第4表地方債補正は、市債の補正に伴い、それぞれ起債の限度額を変更するものでございます。これにより起債限度額の合計は12億920万円から13億1210万円となります。

以上が一般会計補正予算についての説明でございます。

続きまして、47ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第23号 令和5年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に4332万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億1735万6000円とするものでございます。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明をいたします。

第2条債務負担行為につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、まず歳入歳出予算の補正内容について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、60ページ、61ページを御覧いただきたいと思います。説明欄に沿って御説明をいたします。

6款基金積立金です。国民健康保険財政調整基金積立金追加4332万1000円は、令和4年度における決算剰余金の処分として、実質収支額から国民健康保険税の減収分に充てる財源を除いたものを追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、58ページ、59ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1款国民健康保険税です。一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分減4829万5000円、一般被保険者国民健康保険税後期高齢者支援金分現年課税分減1266万3000円、一般被保険者国民健康保険税介護納付金分現年課税分減904万2000円につきましては、被保険者数が減少していることなどによりまして国民健康保険税収入が減少する見込みとなったことによるものでございます。

次に、7款繰越金です。繰越金追加1億1332万1000円は、令和4年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を追加するものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。債務負担行為について御説明いたします。

第2表債務負担行為の施設運営管理等経費につきましては、令和6年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和5年度中に進めるため設定するものでございます。

続きまして、67ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第24号 令和5年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条債務負担行為について御説明をいたします。68ページを御覧ください。

第1表債務負担行為の施設運営管理等経費及びシステム等保守管理経費につきましては、令和6年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和5年度中に進めるため、設定するものでございます。

続きまして、75ページを御覧ください。

○議案第25号 令和5年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に5017万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6906万4000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、86ページ、87ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明をいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険料等納付金追加5017万8000円は、令和4年度における実質収支額について精算納付金として納付するため、追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、84ページ、85ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

4款繰越金です。前年度繰越金追加5017万8000円は、令和4年度における実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第26号 令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

初めに第1条は総則としており、第2条からが補正となっておりますので、第2条の業務の予定量から御説明いたします。主な建設改良事業中、污水管渠整備事業費を2億127万8000円、増額するものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出について御説明をいたします。収入は合計1億5620万円増額し、内訳は企業債を1億1120万円、国庫補助金を4500万円、それぞれ増額いたします。支出は建設改良費を2億127万8000円増額するものでございます。また、補正に伴い、資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が8億509万2000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を増額するほか、新たな補填財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金を2121万9000円追加するものでございます。

次に、第4条企業債は、資本的収入のうち企業債の増額に伴う限度額の変更でございまして、公共下水道事業費が12億5240万円となります。

次に、第5条債務負担行為は、令和6年4月1日からの業務開始に当たり、契約事務を円滑に行うため、債務負担行為設定を追加するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、支出から御説明いたしますので、18ペ

ージ、１９ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明をいたします。

第１目管渠建設改良費における污水管渠整備事業費２億１２７万８０００円は、国庫補助金の内示に伴い、地震対策事業及び長寿命化対策事業を前倒しして実施するため、増額をするものでございます。

続きまして、収入について御説明いたしますので、１６ページ、１７ページを御覧いただきたいと存じます。

第１目建設改良債における公共下水道事業債１億１１２０万円、第１目国庫補助金における防災・安全社会資本整備交付金（管渠分）４５００万円につきましては、支出の増額に伴う財源でございます。

次に、８ページを御覧いただきたいと存じます。８ページから１５ページまでが、予算の補正に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものでございます。

以上が補正予算議案についての説明でございます。

続きまして、報告案件１件につきまして御説明いたしますので、議案書にお戻りいただきまして、２４７ページを御覧いただきたいと存じます。

○報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和５年１０月７日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項についてに基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては２４８ページを御覧いただきたいと存じます。経済環境部職員が、粗大ごみの受付作業中、相手方車両からの荷下ろしを手伝っていたところ、誤って粗大ごみを転倒させ、相手方車両の左後方ドアに損傷を与えたものでございます。

本件事故における過失割合は市側１００％。相手方車両修理費に係る本市賠償額は９万４２１５円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

以上で、３月定例会に提出いたします議案等につきましてもの御説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、私より１点報告事項がございます。岸圭介議員から、１２月２２日付で、１２月１５日の１２月定例会本会議において不穏当な発言があったため、発言の一部を取り消したい旨の申出があり、議長が許可をされましたので、３月定例会初日の冒頭に議長から報告がございますので、御承知おきください。

次に、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（２月１４日）を御覧ください。１、陳情の受理状況に

ついて。陳情は1件です。内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

議会側処理事項については以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 正副委員長と協議の上、付託表の案を3枚作成し、お配りしてありますので、御覧ください。

1枚目は2月20日分を御覧ください。承認第1号、専決処分の承認について（令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第7号））、並びに議案第1号、令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第8号）の2議案については付託省略、2件を一括議題といたしまして、初日に質疑、討論、採決をお願いするものでございます。

2枚目は2月27日分で、市長提出議案第8号から議案第36号までの29件のうち、議案第15号及び第17号は教育福祉常任委員会に付託、それ以外の27件については付託省略。

3枚目は3月6日分で、議案第2号から議案第7号までの令和6年度各会計予算について、一般会計予算は所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計予算は所管の各常任委員会に付託、議案第7号は産業建設常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま説明した内容について、質疑等があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、御覧いただきたいと思います。会期につきましては、2月20日から3月25日までの35日間でございます。

- ・2月20日 本会議 提案説明、一部議案審議
- ・2月22日 総括質疑、一般質問通告期限正午
- ・2月27日 本会議 議案審議
- ・2月29日 教育福祉常任委員会 午前9時30分
- ・3月 4日 委員会 付託審査

- ・ 3 月 6 日 本会議 総括質疑
- ・ 3 月 8 日 委員会 予算審査
(総務常任委員会 午前 9 時 3 0 分)
- ・ 3 月 1 1 日 委員会 予算審査
(産業建設常任委員会 午前 9 時 3 0 分)
- ・ 3 月 1 3 日 委員会 予算審査
(教育福祉常任委員会 午前 9 時 3 0 分)
- ・ 3 月 1 8 日 本会議 一般質問
- ・ 3 月 2 1 日 本会議 一般質問
- ・ 3 月 2 2 日 本会議 一般質問
- ・ 3 月 2 5 日 本会議 最終日

なお、委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、2月20日の本会議において、議長からお諮りいたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 1 0 時 2 7 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 6 年 2 月 1 4 日

議会運営委員会
委員長 米 谷 政 久